

業務内容説明書（予定仕様書）

1 件名

地震体験車を活用した防災訓練の実施及び車両維持管理委託（単価契約）

2 目的

区民意識調査2024において防災に対して日頃から心がけていることに対して「防災知識の向上」と回答した区民は7割近くとなっており、区民の大規模災害への意識啓発及び過去に発生した災害の記憶の風化を防ぐためには、日頃からの訓練及び啓発活動が必要である。

地震体験車を活用し、地域の防災主体（避難所運営主体、町会・自治会、マンション管理組合、幼稚園、保育園、学校等）が行う防災訓練を支援し、区民の防災力向上を図る。

3 履行期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

4 履行場所及び時間

原則、世田谷区内とし、別途指示書で指示する。

5 履行回数

以下のとおりとする。

(1) 防災訓練等の年間予定回数 200回

(2) 年間運行予定時間数

勤務形態		年間運行予定時間数
運行維持管理委託	平日	550時間
運行維持管理委託	休日	350時間

(3) 運行予定時間は概ね午前8時から午後8時までの間で指示する。

(4) 平日と休日の区分

① 平日：月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く）

② 休日：土曜日、日曜日、祝祭日

6 運行車両

(1) 名称 地震体験車「なまず号」

(2) 規格 幅2.22m、長さ6.89m

高さ（走行時）2.99m、高さ（地震体験訓練時）3.49m

総重量 6, 455 kg

- (3) 燃料 軽油
- (4) 車庫 豪徳寺防災施設内（世田谷区豪徳寺1-33 小田急線高架下）

7 履行内容

区内で実施される避難所運営訓練、地区防災訓練、防災教室等（以下「防災訓練等」という。）において、地震体験訓練を実施するため、地震体験車を使用し、次のとおり業務を行うこと。

(1) 人員体制の報告

- ① 受託者は、契約締結後速やかに、委託業務を実施するための人員体制を文書で報告すること。
- ② 上記①の人員体制の報告には、次の内容を明示すること。
 - ア 業務責任者の氏名、電話番号、ファックス番号、携帯電話番号、メールアドレス
 - イ 業務担当者の氏名、電話番号、ファックス番号、携帯電話番号、メールアドレス
 - ウ 従事者（運転手及び作業員）の氏名、携帯電話番号
 - エ 経理事務担当者の氏名、電話番号、ファックス番号
- ③ 安全かつ円滑な運行を維持するためには、業務への習熟度をあげる必要があることから、従事者については、原則として年度当初に報告した人員から交代しないこと。ただし、不測の事態が生じた場合に備え、十分な人員を確保しておくこと。
- ④ やむを得ず人員を交代する必要がある場合等は、速やかに区担当課に協議し、承認を得ること。人員を交代する場合においては、交代した人員に関し上記②の内容を文書で報告するものとする。
- ⑤ 受託者における安全管理に関する規程並びに地震体験訓練及び車両運行において問題が生じた場合その他の緊急の対応が必要な場合における連絡態勢を文書で提出すること。

(2) 緊急連絡網の提出

- ① 受託者は、契約締結後速やかに、区担当課と協議の上、緊急連絡網を提出すること。
- ② 緊急連絡網は、平日の日中だけではなく、早朝や夜間、休日の対応も想定し、かつ、上記（1）⑤と連動したものとする。

(3) 従事者に対する研修

- ① 受託者（業務責任者、業務担当者及び従事者。以下、（3）内において同じ。）は、年度当初に区担当課が主催する「立会い研修」に参加するものとする。「立会い研修」には、地震体験車の整備工場担当者等も立ち会い、説明を行う。ただし、受託者が前年度から引き続き委託業務を行う場合は、区担当課の判断で「立会い研修」を省略できることとする。
- ② 「立会い研修」の内容は、次のとおりとする。

車庫での運行前点検、運転中の注意事項、実施場所での作業手順、起震装置の取り扱い、車庫での清掃及び運行後点検、事故・故障、防災訓練等当日の問題発生時の対応及び連絡方法並びに別紙1地震体験車運行実績報告書（以下「実績報告書」という。）及び別紙2地震体験車起震装置点検報告書（以下「点検報告書」という。）の作成に関

すること。

- ③ 「立会い研修」の際、受託者は地震体験訓練時を想定したデモンストレーションを行い、区担当課の合格の確認を得るものとする。また、この際に合格の確認を得ることができなかった場合は、合格の確認を得ることができるまでデモンストレーションを行うものとする。
- ④ 研修内容は、立会い研修に参加してから1週間以内に受託者がマニュアルとして文書にとりまとめ、区担当課の確認を得ること。区担当課の確認後、地震体験車内に備え付けるとともに、写しを区担当課に提出すること。
- ⑤ 受託者は、研修終了後、研修報告書を作成し区担当課に報告すること。研修報告書には、日時、場所、参加者氏名、研修内容等を明記すること。
- ⑥ 「立会い研修」は、令和7年7月1日から令和7年7月18日までの間に実施することとし、実施場所は車庫又は別途指示する場所とする。
- ⑦ 上記「立会い研修」については、防災訓練等における運行に準じて金額を請求できるものとする。ただし、合格の確認を得られないことによる2回目以降の研修については支払いの対象としない。
- ⑧ 「受託者は、訓練又は研修を行い、従事者の防災知識を洗練させる機会を設けること。
- ⑨ 年度途中で人員の交代等を行う場合には、その都度受託者は区担当課と協議の上で上記②に準じた内容の研修を実施し、その旨を上記⑤のとおり研修報告書で区担当課に報告すること。なお、年度途中の研修については支払いの対象としない。

(4) 防災訓練等の事前準備

- ① 区担当課は、年度当初に受託者とともに地震体験車の損傷箇所等の車両の状態を確認すること。
- ② 区担当課は受託者に対し、原則として訓練実施月の前月の21日（休祝日の場合は翌開庁日）に訓練実施月1か月分の地震体験車運行予定の日時、実施場所等をまとめて指示する。受託者は、この指示に基づき、従事者を確保すること。
- ③ 上記②とは別に、各防災訓練等を所管する各総合支所地域振興課から受託者に対し、ファックスまたはメールにて個別の防災訓練等の内容を通知する。この通知に基づき、車庫と実施場所の往復等を考慮して、運行時間を調整すること。なお、地震体験訓練開始の10分前までには準備が終わるよう、余裕をもって時間配分を行うこと。
- ④ 受託者は、防災訓練等の実施場所への経路、交通状況、実施場所の詳細等を把握するよう努めること。なお、各総合支所地域振興課から指示があった場合は事前確認（下見）を行うこと。また、各総合支所地域振興課からの通知や防災訓練等の主催者に確認してもなお、実施場所の詳細の確認が必要な場合は、事前確認（下見）を行って良い。この場合、事前確認（下見）は従事時間に含めるものとする。

(5) 防災訓練等の当日の業務

- ① 車庫にて運行前点検を行う。点検項目は実績報告書のとおりとする。
- ② 車庫から防災訓練等の実施場所へ車両で移動する。なお、運転中は安全確保を最優先とすること。駐車場所は訓練主催者に了解を得て決定すること。

- ③ 地震体験訓練の準備を行う。準備の内容は、防災訓練等の主催者との打ち合わせ、実施内容の確認、車両の設営、起震装置の試運転等とする。
- ④ 地震体験訓練を実施する。訓練中は以下の業務を行う。なお、起震装置作動中は訓練参加者の安全確保を最優先とすること。
 - ア 訓練参加者の整列・乗降の誘導
 なお、乗車待ちの訓練参加者には、起震装置作動中の地震体験車に近づくと怪我をする危険性があることを必ず事前に説明しておくこと。
 - イ 起震装置の操作
 - ウ 訓練参加人数（乗降者数）のカウント
 - エ 起震装置作動中の注意事項の説明はマイクを使い、アナウンスを行う。
 - オ 防災啓発：訓練参加者に対し地震発生時の一般的な事柄や必要な行動、心構え等についてマイクを使い説明し、防災啓発の推進に努める。
- ⑤ 地震体験訓練終了後、片付けを行うとともに現場作業終了時点検を行うこと。点検項目は実績報告書のとおりとする。
- ⑥ 実施場所から車庫へ車両を移動する。
- ⑦ 車庫にて地震体験車内の清掃及び運行後点検を行うこと。点検項目は実績報告書のとおりとする。なお、車両外部は必要に応じて汚れを落とし、ワックス塗布等を行うなど適切な維持管理を行うこと。
- ⑧ 一日のうちに複数の現場にて地震体験訓練を実施する場合は、初回の防災訓練等の現場から次の現場へ直接移動することを可とし、車内の清掃及び運行後点検は車庫に戻ってから行うこととする。
- ⑨ 燃料（軽油）の残量が2分の1を下回った場合には、別途指定するガソリンスタンドにて燃料の補給を行うこと。
- ⑩ 受託者は毎月の最終運行日に点検報告書のとおり起震装置の点検を行うこと。
- ⑪ 各点検の際に問題が発生した場合は、その旨を電話にて区担当課又は各総合支所地域振興課に報告するとともに、実績報告書にその経過を記載すること。

(6) 報告書等の提出

- ① 受託者は実績報告書及び点検報告書を、原則として翌月5日までに、納品書兼完了届とともに1か月分をまとめて区担当課に提出すること。ただし、3月分の報告書及び納品書兼完了届については3月末日までに提出すること。
- ② 実績報告書は地震体験訓練ごとに作成すること。実績報告書内の始業時刻は運行前点検の開始を起点とし、終業時刻は訓練終了後の車庫への到着後の清掃及び運行後点検終了を終点とする。なお、燃料の補給に要した時間も運行時間に含めるものとする。
- ③ 始業時刻及び終業時刻について、指示書により指示した時間と異なる場合は、その理由を実績報告書に記載すること。
- ④ 運行中止や事故・故障、訓練当日に問題が発生した場合は、その旨を電話にて区担当課又は各総合支所地域振興課に報告するとともに、実績報告書にその経過等を記載すること。

※各報告書の記載方法については契約締結後に区担当課より別途提供する。

8 従事員

- (1) 防災訓練等の当日の業務に従事する人員は、運転手・説明者・補助者などの役割ができる者が、複数名で従事するものとする。
- (2) 運転手は、当該地震体験車が運転できる種別の自動車運転免許証を所有する者で、中型車両等の運転経験が豊富である等、地震体験車の運行に支障が無い者であること。
- (3) 従事員の被服は、防災訓練等の従事にふさわしい、かつ共通の作業衣を受託者が用意し、事前に区担当課の確認を得て、着用させること。帽子着用の場合は、着用する被服と整合のとれたものとし、麦藁帽子等の着用は禁ずる。
- (4) 従事員は、区の用意する豪徳寺防災施設内の、従事員用の更衣室兼荷物置場を利用する。従事員は、更衣室兼荷物置場内を適宜清掃し整理整頓に努めること。なお、更衣室兼荷物置場内は禁煙とする。
- (5) 従事員は、地震体験訓練中の防災啓発業務を円滑に実施できるよう、過去の大震災の内容（震度や被害（災）者数等の情報）、災害時の身の守り方に関する知識や一般的な防災知識を習得しているまたは過去に災害対応の経験がある者とする。
さらに、従事員は訓練又は研修に参加することにより防災知識を洗練させるなど、区民の防災意識向上に繋がる発展的な防災啓発業務が行えるよう努めること。

9 運行予定時間の指示

運行予定時間の指示は原則として30分単位で行う。ただし、状況に応じて10分単位で指示する場合もある。

10 雨天中止等の取扱い

- (1) 起震装置の保護等のため、雨天時は地震体験訓練を行わないものとする。
- (2) 雨天中止の連絡は、原則として、区から受託者に対して行う。ただし、車庫を出発する直前や出発以降に降雨が認められた場合等は、従事者が各総合支所地域振興課や訓練主催者等に相談し、判断を求めること。区からの中止の連絡以外の事由により中止となった場合は、各総合支所地域振興課に連絡すること。
- (3) 運行中止の連絡が、運行開始予定時刻の3時間前までに受託者に行われた場合は、キャンセル料は発生しないものとする。
- (4) 運行中止の連絡が、運行開始予定時刻の3時間前から車庫出発までに受託者に行われた場合は、区はキャンセル料として、あらかじめ受託者に指示した運行予定時間分について、契約単価の3割を支払う。
- (5) 車庫出発後に中止となった場合は、区は実績報告書に基づく実績運行時間分について契約単価を支払う。
- (6) 天候は事前の予測が難しいため、当日の運行開始予定時刻の直前に中止の判断をせざるを得ない場合がある。このため、受託者は常に運行中止の連絡等に備えて、携帯電話等による連絡体制を確保すること。
- (7) 受託者は、運行中止となった場合においても、キャンセル料の発生の有無に関わらず実績報告書を作成し、運行中止となった日時、経緯等を明記して区に提出すること。

11 運行中の事故・故障について

- (1) 委託業務の作業は全て安全を第一とし、事故、車体の損傷、機器の故障、不具合（以下「事故等」という。）の防止に最大限配慮するよう努めること。
- (2) 防災訓練等の実施中に受託者の過失により生じた事故等については、受託者がその責任を負うものとする。
- (3) 受託者が運転する車両運行上の事故等については、受託者がその責任を負うものとする。
- (4) 受託者の故意または過失により区及び第三者に損害を与えた場合、受託者は損害を賠償するものとし、その費用を負担するものとする。
- (5) 受託者は、車両運行上の事故等に備え、対人賠償責任保険の保険金額が無制限の保険に加入すること。
- (6) 万一事故等が発生した場合には、救護や安全確保に万全を期すとともに、警察及び道路管理者等に連絡する等、法令を遵守した対応をとること。また、訓練参加者が事故車両に触れること等による二次被害が起きないように、現場の管理を徹底すること。区担当課への連絡は、事故等の程度にかかわらず、直ちに行い、別紙3「地震体験車緊急対応報告書」を速やかに提出すること。区担当課の連絡先（早朝、夜間、休日を含む。）は、緊急連絡網に関する協議の際に受託者へ提供する。
- (7) 事故等が発生した場合は、現場の風景や車両の損傷箇所等、事故等発生時の状況が確認できるよう、写真に記録すること。
- (8) 事故等があった場合は、事故等発生の経過及び同種の事故等防止のための今後の対策等を取りまとめた事故報告書を、上記（7）の写真を添付して区担当課に遅滞なく提出し確認を得ること。

12 検査方法

報告書により検査を行う。

13 支払方法

- (1) 原則として1ヶ月を単位とし、検査合格後請求に基づき支払うものとする。（12回払い）
- (2) 1ヶ月分の実績運行時間の合計に、1時間未満の端数が生じた場合は、30分以上を切り上げ、30分未満は切り下げるものとする。

14 履行等の指示

- (1) 本契約は、上記4（2）に記載の各予定数量一単位あたりの契約単価を定めることによる単価契約とし、この契約に基づく、履行の日時、場所等の指示は、指示書にて災害対策課長が行う。
- (2) 実施直前の運行時間の調整や雨天中止等の取扱いについては、原則、防災訓練等の担当所管である各総合支所地域振興課から指示する。

15 その他

- (1) 車両の定期点検、自賠責保険、燃料費、受託者の故意または過失によらない故障時の修繕、維持管理用品については区の負担とし、その他の負担は受託者とする。
- (2) 一年を通じて、地震体験車の運行回数に変動があるので注意すること。
- (3) 別紙4「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」及び別紙5「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、区担当課と受託者が協議の上決定する。

担当

世田谷区 危機管理部 災害対策課

TEL 03 (5432) 2262

FAX 03 (5432) 3014

個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項

(秘密保持義務)

1 受託者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

(書面主義の原則)

2 受託者は、本特記事項により通知、報告、提出等が求められている事項については、特段の定めがない限り、書面により行うものとする。

(管理体制等の通知)

3 受託者は、この契約の締結後直ちに、以下の文書を委託者に提出しなければならない。

(1) 個人情報保護に関する社内規程又は基準

(2) 以下の内容を含む従事者名簿

① 個人情報を取り扱う者の氏名、責任及び役割

② 委託業務において個人情報の授受に携わる者の氏名及び業務執行場所

③ 緊急連絡先一覧

(3) 委託業務に係る実施スケジュールを明記した文書

(再委託の禁止)

4 受託者は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の全部又は一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を委託者に通知し、委託者の承諾を得なければならない。また、再受託者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）にも、この契約を遵守させなければならない。

(目的外使用及び外部提供の禁止)

5 受託者は、個人情報を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

6 受託者は、個人情報の全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

7 委託者の許可を受けて複写又は複製したときは、委託業務の終了後直ちに当該複写物又は複製物を利用できないよう処分又は委託者へ提出しなければならない。

(安全管理措置の実施)

8 受託者は、委託業務において、委託者に提出した個人情報保護に関する社内規程又は基準を遵守しなければならない。

9 受託者は、従事者に対して、個人情報に関する教育及び緊急時対応のための訓練を計画的に実施しなければならない。

10 受託者は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の事故を防止しなければならない。

（委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却）

11 受託者は、委託業務が終了したときは、直ちに、委託業務に使用した個人情報の消去及び個人情報が記録された媒体の返却をしなければならない。

（委託業務の報告）

12 受託者は、委託者に対し、委託業務の状況を定期的に報告するものとする。ただし、必要があるときは、その都度報告するものとする。

（監査、施設への立入検査の受入れ）

13 受託者は、委託者が必要とする場合、監査又は検査を受け入れなければならない。なお、再受託者及び更に再委託が繰り返される場合も同様とする。

14 受託者は、委託者が必要とする場合は、業務執行場所へ委託者の職員の立入りを認めるものとする。

（個人情報の漏えい等の対応）

15 受託者は、個人情報の漏えい等が生じたとき、又は漏えい等が生じたおそれがあるときには直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

16 受託者が、個人情報の取扱いについて法令及び本特記事項に違反した場合、委託者は、この契約を解除することができる。ただし、債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、受託者が、個人情報の取扱いにつき法令及び本特記事項に違反したことにより、委託者に損害が生じた場合には、これを賠償するものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項

受託者は、本業務の実施にあたり「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）を遵守するとともに、委託者が定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に当たっての世田谷区の基本方針」及び「世田谷区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に準じた取扱いをすること。なお、当該基本方針及び要領については、世田谷区ホームページ（<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/002/015/d00137262.html>）を参照すること。